

新潟市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に定めのあるもののほか、市の執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表の左欄に掲げる執行機関に、同表の中欄に掲げる附属機関を置く。

(所掌事務)

第3条 附属機関は、それぞれ別表の右欄に掲げる事務を所掌する。

(組織等)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年条例第35号）

この条例は、昭和38年1月5日から施行する。

附 則（昭和38年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年条例第64号）

この条例は、昭和39年7月1日から施行する。

附 則（昭和39年条例第69号）

この条例は、昭和39年7月13日から施行する。

附 則（昭和40年条例第6号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年条例第 9 号）

この条例は、昭和41年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和41年条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年条例第57号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年条例第35号）

この条例は、昭和45年10月 1 日から施行する。

附 則（昭和46年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年条例第 8 号）

この条例は、昭和47年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和47年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年 7 月 4 日から適用する。

附 則（昭和48年条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、新潟市民病院運営審議会に係る改正規定については、昭和48年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和50年条例第4号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年条例第5号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年条例第4号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年条例第9号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年条例第5号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第44号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、別表市長の項新潟市情報公開制度審議会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年条例第54号）

この条例は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第55号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第59号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第27条の規定及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第3号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表市長新潟市情報公開審査会の項の改正規定及び同表市長新潟市情報公開制度運営審議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第34号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第69号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第4号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。ただし、第7条第3項第5号及び第8条第1項第6号中審議会の意見を聴くことに関する規定並びに附則第5項の規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第9号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第30号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第94号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第12号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第72号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年条例第80号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第42号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第24号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第13号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第67号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成27年新潟市規則第1号で同27年1月28日から施行)

附 則 (平成26年条例第81号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる不服申立てであって、この条例の施行前にされた処分又は不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成30年7月6日条例第32号)

この条例は、平成30年7月6日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条、第3条及び第7条の規定 令和3年4月1日

(2) 第2条、第5条及び第9条の規定 新潟市文書館条例(令和3年新潟市条例第5号)の施行の日

(3) 略

(新潟市附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行(前項第1号の規定による施行をいう。次項において同じ。)の際現に第1条の規定による改正前の新潟市附属機関設置条例(以下「第1条改正前の附属機関条例」という。)に定める新潟市個人情報保護審議会又は新潟市情報公開制度運営審議会が調査審議している事案は、同条の規定による改正後の新潟市附属機関設置条例(以下「第1条改正後の附属機関条例」という。)に定める新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会が調査審議している事案とみなす。
- 3 この条例の施行前において、第1条改正前の附属機関条例に定める新潟市個人情報保護審議会又は新潟市情報公開制度運営審議会の行った意見提出その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ第1条改正後の附属機関条例の相当規定に基づいて新潟市情報公

開・個人情報保護・公文書管理審議会の行った意見提出その他の行為とみなす。

- 4 この条例の施行（第1項第2号の規定による施行をいう。）の際現に第2条の規定による改正前の新潟市附属機関設置条例に定める新潟市情報公開・個人情報保護審査会が調査審議している事案は、同条の規定による改正後の新潟市附属機関設置条例に定める新潟市公文書公開等審査会が調査審議している事案とみなす。

附 則（令和5年3月29日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）（行政苦情審査会の項抜粋）

附属機関の属する執行機関	名称	所掌事務
市長	新潟市行政苦情審査会	1 市長その他の執行機関及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）が所管する業務の執行又は当該業務に関する職員の行為であつて、次に掲げる事項に該当しないものに係る苦情申立てを調査審議し、必要な事項を市長に建議すること。 （1） 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項 （2） 判決、裁決等を求め現に係争中の事項 （3） 監査が完了した事項及び現に監査を実施している事項 （4） 職員の自己の勤務条件及び身分に関する事項 （5） 新潟市行政苦情審査会による苦情の審査が終了した事項及び新潟市行政苦情審査会の行為に関する事項 2 市長等が所管する業務の執行に関する事項に関して

		必要に応じ、市長に建議すること。
--	--	------------------